

特別永住者証明書または在留カードへの切替えはお済みですか？

外国人登録証明書は新しいカードに切り替える必要があります。

切替えの方法・更新期限は資格等により異なりますので、法務省入国管理局のホームページ等でご確認ください。

【法務省入国管理局ホームページ】 <http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenosirase.pdf>

【問合せ】法務省入国管理局 ☎ 0570・013904、総合窓口課 ☎ 551・1595

「行政相談」にご相談ください

国や都、公共団体に対する苦情などのご相談を行政相談委員がお受けします。

【日時】毎月第一水曜日午後1時30分～4時30分

【場所】市役所第1相談室 ※予約制です。

【申込み】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529へ。

年金だより

▼国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間の国民年金保険料を納付すること、満額の年金を受給することができます。

保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に

国民年金に任意加入して、満額に近付けることができます。

また、納付済期間が受給資格期間（25年）に満たない方も、60歳から65歳になるまでの間に任意加入して、受給資格期間を満たすことができます。

65歳になっても受給資格期間を満たすことができない場合は、70歳になるまでに受給権を確保できるならば、加入期間を延長できる「特例任意加入」を利用できます。（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

海外に居住する国民年金の強制加入ではなくなった方についても、20歳以上65歳未満の日本国籍の方であれば任意加入が可能です。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・303410

固定資産税に関するお知らせ

▼納税通知書を5月1日に郵送しました

今年の1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方に、納税通知書を郵送しました。

納税通知書が届かない方は市役所1階4番課税課資産税係までお知らせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614



住民税・軽自動車税に関するお知らせ

①平成 27 年度住民税（市・都民税）の納税通知書の発送について

住民税は、その年の1月1日（賦課期日）現在、福生市に住んでいる方などに課税されます。平成 26 年中の所得に対する住民税の納税通知書は次の日程で送付します。

- ・特別徴収（給与差し引き）→ 5 月 12 日（火）送付
- ・普通徴収（納付書払い）→ 6 月 9 日（火）送付

②平成 27 年度の住民税（市・都民税）の徴収方法について

西多摩地区市町村では、給与収入の方の住民税の徴収方法について、法令に基づき特別徴収（給与差し引き）を行っています。

平成 27 年度の特別徴収は、税額通知書を 5 月 12 日（火）に市から会社へ送付しますので、会社からお受け取りください。特別徴収は 6 月分から開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回となります。

③平成 27 年度住民税（市・都民税）の課税・非課税証明書の発行開始日について

住民税の課税・非課税証明書の発行を次のとおり開始します。

【発行場所】市役所 1 階 7 番総合窓口課

【発行開始日】

〈特別徴収〉 5 月 1 日（金）から

〈普通徴収〉 6 月 1 日（月）から

※年金特別徴収については、6 月 1 日（月）から

〈特別徴収と普通徴収の併徴〉 6 月 1 日（月）から

④平成 27 年度軽自動車税の納税通知書の発送について

軽自動車税は毎年 4 月 1 日（賦課期日）現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

対象者には 5 月 1 日（金）に納税通知書を発送しました。

また、軽自動車税には身体障害者等に対する減免制度がありますので、同封のお知らせをご覧ください。

▼軽自動車税の税率改正について

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率（年額）が右表のとおり変更となります。

環境性能の優れた軽四輪等の普及を促進するため、平成 27 年度中に最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成 28 年度分の軽自動車税に限り税率が軽減されます。一方で、最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等を対象に、平成 28 年度より重課が導入されます。

なお、原動機付自動車、二輪の小型自動車等の税率引き上げは 1 年延長され、平成 28 年度から税率が引き上げとなります。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

①原動機付自転車、125 cc 超の二輪車などの車両

区分	現行税率（年額）		新税率（年額）	
	平成 27 年度まで		平成 28 年度から	
原付	50cc 以下	1,000 円	2,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	3,700 円
軽自動車	二輪（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円	3,600 円
小型二輪（250cc 超）	4,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円
小型特殊	農耕作業用	1,600 円	2,400 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円	5,900 円

②軽四輪等（最初の新規検査年月により税額が異なります）

区分	現行税率（年額）		新税率（年額）		重課税率（年額）	
	平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両		平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両		最初の新規検査から 13 年経過した車両	
三輪	3,100 円		3,900 円		4,600 円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	

※最初の新規検査年月とは：自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。
※重課税率の適用は平成 28 年度からとなります。なお、電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（ハイブリッド車）及び被けん引自動車は、重課税率の対象から除外されます。

◎平成 27 年度中に最初の新規検査を受けた対象車両について、平成 28 年度分に限り燃費性能に応じて軽課が適用されます

▼平成 28 年度税率（年額）

区分	電気自動車 天然ガス自動車（※）		ガソリン車・ハイブリッド車	
			【A】	【B】
三輪	1,000 円		2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円
		営業用	1,800 円	3,500 円
	貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円
		営業用	1,000 円	1,900 円

（※）平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

【A】〈乗用〉平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準 + 20%達成

〈貨物用〉平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準 + 35%達成

【B】〈乗用〉平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準達成

〈貨物用〉平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準 + 15%達成